

自筆証書遺言書 保管制度説明会の開催

自分で書いた遺言書を法務局に預けることで、様々なトラブルを防ぐことができる制度(自筆証書遺言書保管制度)について、法務局職員が分かりやすく説明します。

日時

7月16日(水)
午後2時～3時まで

場所

和歌山地方法務局
御坊支局

住所(御坊市蘭369-6)

※和歌山地方法務局(説明会会場)の映像をライブ配信します。

定員

8名(完全予約制)

参加費

無料

予約締め切り

7月15日(火) 正午

【お問い合わせ先】

和歌山地方法務局総務課

(TEL:)

073・422・5131

「御坊・日高 就職フェア」について

日高郡内への就職を希望されている方を対象に、合同企業説明会「御坊・日高就職フェア」を開催します。地元企業の人事担当者と直接コミュニケーションを取る事ができる絶好のチャンスです。ぜひご参加ください。

日時

8月2日(土)
午後1時～3時30分
(午後0時30分より受付開始)

場所

御坊市民文化会館小ホール

対象者

- ・一般求職者
- ・令和8年3月卒業予定の学生(高校生を除く)

参加企業

約30社

※参加無料 事前申し込み不要

【お問い合わせ先】

労働局(ハローワーク御坊)

受託先

三松堂ホールディングス株式会社

(TEL:)

03・6823・5362

住宅の省エネ(熱損失防止)改修に伴う 固定資産税の減額制度について

地球温暖化防止に向けて家庭部門のCO2排出量の削減を図るため、一定の省エネ(熱損失防止)改修工事を行った場合、住宅の固定資産税が減額されます。

対象住宅の要件

- ・平成26年4月1日以前から存在する住宅(賃貸住宅を除く)
- ・令和8年3月31日まで

- に次に掲げる①を含む省エネ改修工事が完了した住宅
- ①窓の断熱改修工事
- ②床の断熱改修工事
- ③天井の断熱改修工事
- ④外壁の断熱改修工事

※改修部分が、いずれも現行の省エネ基準に新たに適合すること

- ・省エネ改修工事に要した費用が、補助金などを除き60万円を超えるもの

※断熱改修に係る工事費が50万円を超え、太陽光発電装置、高効率空調機、高効率給湯器または太陽熱利用システムの設置工事費用と合わせて60万円を超えるものを含む

- ・改修後の住宅の床面積が50㎡以上280㎡以下であること

減額される範囲と税額

- ・改修工事を行った住宅(併用住宅の店舗・事務所部分を除く)の固定資産税の3分の1、長期優良住宅の認定を受けて改修した場合は3分の2(ただし、1戸あたり床面積120㎡に相当する税額が限度となります)

【お問い合わせ先】

税務課

(TEL:)

63・3802

その他

- ・この制度による減額は1戸につき1度しか受けることができません
- ・新築住宅の減額や、耐震改修工事による減額と同時に適用はできません(ただし、バリアフリー改修工事による減額との同時適用は可能です)
- ・改修工事が終了した翌年度分のみ



住宅の耐震改修に伴う 固定資産税の減額制度について

住宅の耐震改修工事を行うと、その住宅の固定資産税が減額されます。

対象住宅の要件

- ・昭和57年1月1日以前から存在する専用住宅、共同住宅、併用住宅（居住部分の割合が2分の1以上あること）

- ・令和8年3月31日までに耐震改修が完了した住宅
- ・現行の耐震基準に適合する改修工事であること
- ・1戸あたりの耐震改修工事が、50万円を超えるもの

減額される範囲と税額

改修工事を行った住宅の固定資産税の2分の1、長期優良住宅の認定を受けて改修した場合は3分の2（ただし、1戸あたり床面積120㎡に相当する税額が限度となります）

減額される期間

改修工事が終了した翌年度分のみ

※「通行障害既存耐震不適格建築物」に該当する住宅は、改修工事が終了した翌2年度分

その他

- ・この制度による減額は1戸につき1度しか受けることができません
- ・新築住宅の減額やバリアフリー・省エネ改修工事による減額と同時に適用はできません

申告手続き

工事完了後3か月以内に、改修工事内容が確認できる書類等を添付のうえ税務課へ申告してください。

【お問い合わせ先】
税務課

TEL: 63・3802



住宅のバリアフリー改修に伴う 固定資産税の減額制度について

高齢の方、障がいのある方等が居住する住宅について、次の要件を満たすバリアフリー改修工事を行った場合、住宅の固定資産税が減額されます。

対象住宅の要件

- ・新築された日から10年以上を経過した住宅（賃貸住宅を除く）および併用住宅（居住部分が2分の1以上あること）
- ・改修後の住宅の床面積が50㎡以上280㎡以下であること

対象住宅の居住者要件

- ・次のいずれかに該当する方
- ・65歳以上の方
- ・要介護認定または要支援認定を受けている方
- ・障がいのある方

改修工事の要件

令和8年3月31日までにバリアフリー改修工事を行

い、補助金や介護保険からの給付金を除いた自己負担額が50万円を超えるもの

改修工事の内容

- ・廊下の拡幅
- ・階段の勾配緩和
- ・浴室の改良
- ・トイレの改良
- ・手すりの取り付け
- ・床の段差解消
- ・引き戸への取り替え
- ・床表面の滑り止め化など

減額される範囲と税額

改修工事を行った住宅の固定資産税の3分の1（ただし、1戸あたり床面積100㎡に相当する税額が限度となります）

減額される期間

改修工事が終了した翌年度分のみ

その他

・この制度による減額は1

申告手続き

工事完了後3か月以内に、改修工事内容が確認できる書類等を添付のうえ税務課へ申告してください。

【お問い合わせ先】
税務課

TEL: 63・3802

